



『職長教育』のご案内

標記教育は、事業者が新任の職長その他の作業中の労働者を直接指導監督する者に対して、労働安全衛生法第60条に基づき実施するもので、当該教育の受講が義務付けられております。食料品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業についても労働安全衛生法施行令の改正により、2023年4月1日から職長等に対する安全衛生教育が義務化されます。この機会に受講対象者への勧奨をお願い申し上げます。

尚、本教育は一般製造業コースとなります。

記

1. 日 時 2025年10月22日(水)・23日(木) 9:45~17:30 (受付開始 9:15)
2. 会 場 秦野商工会議所 4F 401会議室 (秦野市平沢2550-1 秦野市体育館となり)
3. 対 象 者 各事業場の職長等、作業中の労働者を直接指導監督する者
4. 定 員 48名 (先着順とし、定員になり次第締め切らせて頂きます)
5. カリキュラム (2日間)



	教育内容	時間
1	職長の役割・職長の職務	2.5H
2	適正配置・作業手順の定め方	2.0H
3	異常時における措置・災害発生時における措置	1.5H
4	設備の改善・リスクアセスメントの実施とその結果	2.5H
5	環境改善の方法と環境条件の保持・作業方法の改善	2.0H
6	整理整頓と安全衛生点検・労働災害防止についての関心の保持 および労働者の相違工夫を引き出す方法	2.0H

※上記カリキュラムに加え、10/22は保健福祉事務所秦野センターより大人の食事について講話頂きます。(0.5H)

6. 受講料 *税込(昼食代 8%・その他10%)
会 員: 13,080円(受講料10,580円、テキスト880円、昼食810円×2回分含む)
*NET申込の場合は300円の会員割引となります。
非会員: 16,080円(受講料13,580円、テキスト880円、昼食810円×2回分含む)
7. 申込方法 支部ホームページからNET申込、または下記申込書に所定事項記入の上、支部事務局宛てにFAXでお申込み下さい。
8. 振込先 三菱UFJ銀行 平塚駅前支店 (普) 4297230 (社) 神奈川労務安全衛生協会平塚支部
横浜銀行 平塚支店 (普) 0110438
振込手数料のご負担、開講日の10日前迄のお振込みをお願い致します。
9. 修了証 2日間の教育修了者には、当協会平塚支部が発行する「修了証」を交付致します。
10. その他 キャンセルは開講日の支部稼働4日前迄にお願い致します。以降の返金はできません、ご了承願います。
※請求書が必要な場合は、下記アドレス、又は、電話でその旨をご連絡ください。

hiratsuka3@roaneikyo.or.jp

職長教育申込書 (2025年10月22・23日)

FAX送付先 0463-74-6402

お振込予定日: 月 日頃

事業場名 会員番号 住所〒

ご担当者 (所属) TEL FAX

	氏 名	ふりがな	生年月日
			西暦 年 月 日
			西暦 年 月 日

* ご記入頂いた個人情報は当支部が責任を持って管理し、本講習会の的確な実施のためにのみ利用させていただきます。